

学校生活における
新型コロナウイルス感染症対策の取り組み
～新たな感染症とともに生きるための「新しい生活様式」～

—ご家庭用—



厚生労働省 HP より



四天王寺小学校

目次

※クリックすると該当ページへジャンプします

| | |
|--------------------------------|-----|
| ◎はじめに/参考/感染症対策の大原則/地域ごとの行動基準 … | P2 |
| ①健康観察カードの取り組み … | P5 |
| ②登校時の服装と持ち物 … | P6 |
| ③登校時にすること【健康観察】 … | P8 |
| ④登校後にすること【教室での流れ】 … | P8 |
| ⑤手洗いの目的と実施ポイント … | P9 |
| ⑥換気の徹底 … | P10 |
| ⑦授業時の確認 … | P10 |
| ⑧休み時間の過ごし方 … | P12 |
| ⑨給食指導 … | P13 |
| ⑩清掃活動 … | P15 |
| ⑪アフタースクール … | P15 |
| ⑫消毒 … | P16 |
| ⑬出欠規定 … | P16 |
| ⑭保健室の利用について … | P17 |
| ⑮児童の心身のケア … | P18 |

◎はじめに（文科省より 一部本校用に改変）

我が国においては、国内での感染拡大の可能性があった初期である3月2日から政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、大部分の学校が5月末までの臨時休業を行いました。

新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合ともに小さいとされています。

一方で、海外ではロックダウンによる休校、国内では学校は感染拡大初期から断続的に一斉休業が続いており、**学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていない状況**にあります。

本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この**新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません**。このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など**基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要**です。その際、感染症対策を徹底しつつも、**感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提**として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

感染者が確認された場合には、ただちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、**感染者及び濃厚接触者を出席停止**としたり、分散登校を取り入れたりとつつ、学校内で感染が広がっている可能性についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行います。

同時に、感染者や濃厚接触者である児童が、**差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要**です。

◎参考

- 【私学課】 「私立学校園における教育活動の再開等について（通知）」
【文部科学省】 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」

◎感染症対策の大原則

感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提のもと、「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していきます。

集団感染リスクを回避する基本的な考え

- ◇【感染源を断つ】 健康状態の把握・出欠の規定
- ◇【感染経路を断つ】 常時マスクの着用・こまめな手洗いの励行・「3密」を回避した過ごし方・消毒
- ◇【抵抗力を高める】 心の安定・十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事

新型コロナウイルスに関する社会情勢は日々刻々と変化しております。

次頁から続く対応については、現状での判断に基づいたものです。

本校は、今後もめまぐるしく変化する状況を注視し、都度、適切な対応をとらせていただきます。

◎地域ごとの行動基準

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクは0にならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校生活を継続していくことが重要です。（「学校の新しい生活様式」）このような考えから、5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準は下記の通りです。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

| 地域の感染レベル | 身体的距離の確保 | 感染リスクの高い教科活動 | 部活動 (自由意思の活動) |
|----------|-----------------------|------------------------------|---|
| レベル3 | できるだけ2m程度(最低1m) | 行わない | 個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定 |
| レベル2 | できるだけ2m程度(最低1m) | リスクの低い活動から徐々に実施 ² | リスクの低い活動から徐々に実施 ² し、教師等が活動状況の確認を徹底 |
| レベル1 | 1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること | 十分な感染対策を行った上で実施 | 十分な感染対策を行った上で実施 |

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域【大阪府現状】

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

[目次へ戻る↑](#)

①健康観察カードの取り組み【お願い】

毎日の健康状態についての記録を引き続きお願いします。(学校が休みの日も)

※健康観察カード(6月分)をお持ちでない方は連絡帳にお書きください。

37.0℃以上の体温、風邪症状等が見られる場合は、ご家庭で休養させてください。

| 日時 | 体温 | 症状 (あてはまるものに○をしてください) | 学校確認欄 (健康状態に所見なし) |
|-------|------|---|----------------------|
| 6/1 月 | ・ °C | 症状なし せき・のどの痛み・鼻水・鼻づまり・息苦しい 体がだるい・他() | |
| 6/2 火 | ・ °C | 症状なし せき・のどの痛み・鼻水・鼻づまり・息苦しい 体がだるい・他() | |
| 6/3 水 | ・ °C | 症状なし せき・のどの痛み・鼻水・鼻づまり・息苦しい 体がだるい・他() | |
| 6/4 木 | ・ °C | 症状なし せき・のどの痛み・鼻水・鼻づまり・息苦しい 体がだるい・他() | |

その日の
朝の体温

その日の
健康状態

カードは
サブバッグに

●発熱や風邪症状がある場合(児童・同居家族)

無理をせず、**自宅で休養**するようにしてください。

この場合は、**必ず学校へ連絡**をしてください。

また、**同居するご家族**においても、同様に発熱や風邪症状がある場合は**お子様の登校は控えていただく**ようお願いいたします。

★ポイント

学校の臨時休業中においても子どもの感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染と言われています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためにはご家庭の協力が不可欠です。(令和2年5月15日までに文部科学省に報告があった124件のうち、家庭内感染は約74.2%(92例)、学校約1.6%、その他約1.6%、不明約22.6%でした。)

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、蔓延している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。

目次へ戻る↑

②登校時の服装と持ち物

○服装

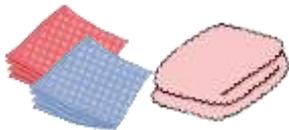
登校時家を出る時から、下校時家に着くまで常時マスクの着用をお願いいたします。
熱中症が心配される場合等、お子様の状態を見ていただき、必要に応じてマスクを外して
いただいても結構です。ただし、その際は周囲の人との間をできるだけとるようにしてく
ださい。

※6月1日より夏服へ完全移行します。

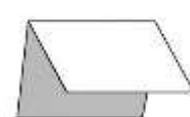


○持ち物【感染拡大を防ぐために必要なもの】

- ハンカチまたはタオル
- ティッシュ
- 体温計
- うがい用コップ



- マスク（予備）
- マスク、ティッシュ等を捨てる際の袋
- 健康観察カード



取り出しをスムーズにするため、
「サブバッグ」に入れてください。

※その他、衛生管理に必要と判断されるものは、持たせていただいても結構です。

★ポイント

ハンカチ又はタオルは必ず必要です。友人とのハンカチ等の貸し借りは厳禁です。感染予防のため、自分のものを用意するようにしてください。また、1日に何回も手を洗います。大きめのタオルや予備のハンカチをご用意ください。

★ポイント

使用後のマスクや鼻をかんだ後のティッシュ等をそのまま捨てることは厳禁です。都度、袋に入れて密封し、捨てるようにします。ご家庭から、袋を数枚ご持参ください。

★ポイント

マスクの着用の大きな目的は、飛沫の予防です！

可能な限りマスクを着用すること

マスクの色や柄は問いません。

飛沫予防が最優先です。



マスクを外すときは、
ゴム紐を持って
外しましょう。

熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外させます。その際は、換気や児童の間に十分な距離を保つなどの配慮をします。

★ポイント

ハンカチ・タオルは、学校生活において絶対に必需品です！

重ね重ねになりますが、新型コロナウイルス感染症対策を意識した学校生活においては、手洗いが必須です。手洗いの回数も多くなるため、必ずハンカチ・タオルの準備の連絡、声かけを行ってください。他人との共用はできません。また、ハンカチ・タオルは毎日必ず交換するようにと伝えてください。下校時は、学校に置きっぱなしにしないように、ご家庭でもお声かけください。

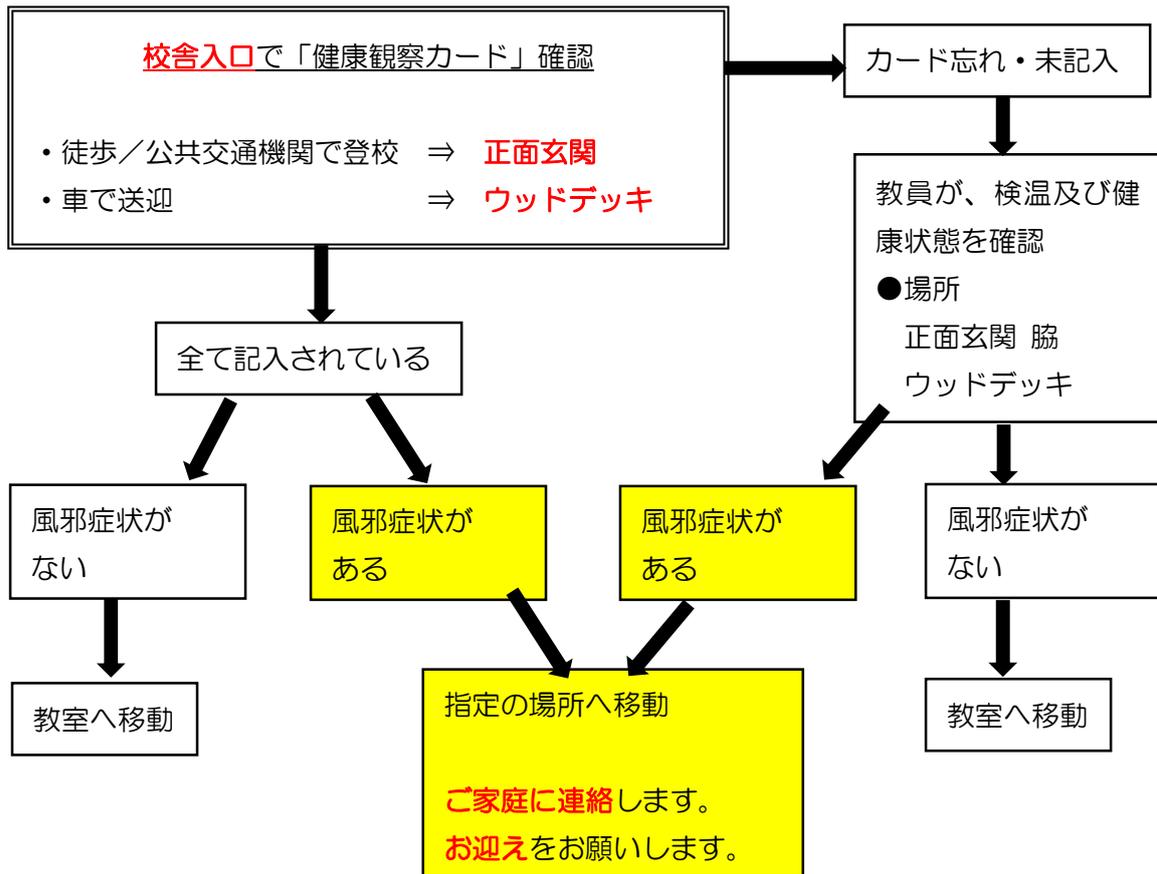
[目次へ戻る↑](#)

③登校時にすること【健康観察】

6月1日より登校時、校舎に入る前に健康確認をいたします。

校舎入口で「健康観察カード」を確認いたします。取り出しやすいように**サブバッグ**に入れてください。

※健康観察カード（6月分）をお持ちでない方は**連絡帳**にお書きください。



※平熱が高いお子様や、登校後すぐで一時的に体温が高くなっているお子様は経過観察をします。

④登校後にすること【教室での流れ】

- ①手洗いをし、教室へ入室。
- ②荷物を置き、うがいをする。
- ③身の回りの整理が終わった児童から検温の実施。
- ④健康状態に「所見なし」を判断した児童に「健康観察カード」に担任が押印・サインします。

※学校での検温は行いますが、学校で記録し、健康観察カードへは記載しなくなります。

⑤手洗いの目的と実施ポイント

手洗いを徹底します。下記6つのタイミングでは、必ず手洗いをします。

手洗いの6つのタイミング



外からウイルスを持ち込まないことを原則に、

今までの学校生活では手洗いをしていなかった場面でも、こまめに手洗いをします。

★ポイント

ウイルス対策の最も基本である手洗い。手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導するとともに、接触感染を避けるためにこまめな手洗いを徹底します。

- 手洗いは、30秒ほどかけて、水と**石けん**で丁寧に洗います。
- 手を拭く**ハンカチ等は共用しません。**

★ポイント

◎手指アルコール消毒について

流水での手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒を実施することが考えられます。そのほか、アルコールは適宜使用していただいて結構です。**食前**には手洗いと合わせてアルコール消毒を実施します。

※石けんやアルコールに過敏に反応する／手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗うなど配慮をします。

[目次へ戻る↑](#)

⑥換気の徹底【密閉空間を作らない】



教室も廊下も換気します。

【換気作業について】

- **授業中も換気**を実施します。(2方向の窓とドアを開け、空気の流れをつくる)

●空調使用時

30分に1回、数分(5~10分程度)、2方向の窓とドアを全開で実施

★ポイント

3つの密を作らないために必ず必要な作業です。授業中も可能な限り**常時換気**に努めます。

⑦授業時の確認【授業形態】

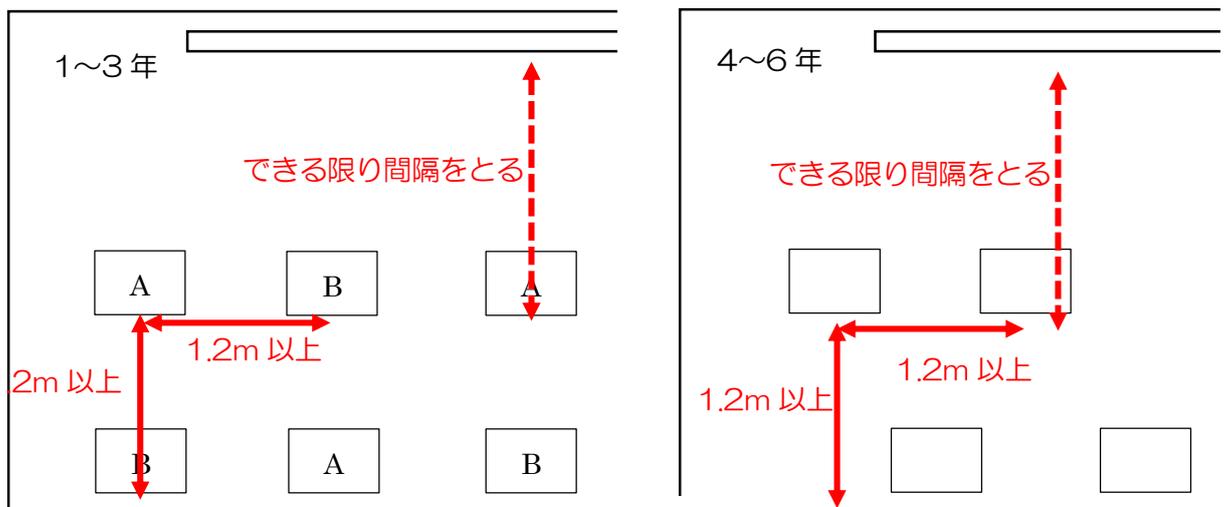
○共通

- 児童が長時間、近距離で対面形式となるグループ活動は行いません。
- 近距離で一斉に大きな声で話す活動は行いません。
- 共用の物品を使用した際は、物品を都度アルコール消毒します。

- ◆話合い活動の際は、**正面に向かい合っ**ての対話を避けます。
- ◆朝拝は導師の読経を聴き、**心で唱える**。学園訓は**日直(先生)**のみが唱えます。
- ◆朝、帰りのあいさつ・食前食後のあいさつ・授業前後のあいさつの一斉唱は避け、**日直(先生)**が行ないます。

○机の配置

- 着座中、人と人との間は**1.2m以上**はなします。
- 高学年は、全員登校。机を**互い違い**に並べ、発話した際の飛沫が直接前席の児童にかからないよう配慮します。
- 1~3年生は分散登校。**AグループとBグループが互い違い**になるように配置します。
- **最前列の机はできるだけ下げ**ます。
- 習熟別授業であっても、1教室**20名を越えることがない**ように編成します。
- 特別教室においても、**児童の間隔をできるだけとる**ように配慮します。



★ポイント

- ①換気の悪い密閉空間 ②多くの人が密集 ③近距離での会話や発声
 といった3つの条件が同時に重ならないよう、実施内容や方法を工夫します。

○各教科の授業

【取り組む内容を見直す教科・領域】

新型コロナウイルス感染症への感染予防を最優先に、今の段階で実施することは控えておきたい活動内容については時期を変更する等の対応をとります。

- 体育科：児童が**密集**する運動 **近距離で組み合ったり接触したりする運動**
 ※体育の授業においては、**児童間の距離を十分にとり、マスクを外すことがありません**。（暑さ対策）
 ※原則、教員は**体育の授業中もマスクを着用**します。
 ※更衣は各学年**場所を固定**します。
 ※体操服の**貸し借りは厳禁**です。保健室からも貸し出しできません。
 ※体操服を忘れた児童は**原則見学**とします。ただし、体育科で制服でも可能な運動については、参加します。
- 家庭科：児童同士が近距離で活動する**調理実習**
- 図工科：児童が近距離で活動する**共同制作や鑑賞**
- 音楽科：歌唱の伴う活動、リコーダーを使った学習 → **当面行なわない**
- 外国語：近距離で対面してコミュニケーションすること

● 図書室の時間

- 授業時間での利用のみ。
- 図書室への移動前は必ず石けんで手洗いをします。
- 貸出,返却はカウンターにて行なう。列が密にならないように間隔をとったり、班ごとに呼んだりする等配慮します。
- 児童間での貸し借り（また貸し）は厳禁です。
- 図書室利用後は、カウンター,PC,ドアを必ず消毒します。
- 机,椅子は放課後に消毒します。
- アフターのお預かりで図書室を利用する場合は、アフター担当が消毒を行いません。

[目次へ戻る↑](#)

⑧ 休み時間の過ごし方

- ◆ 朝休み：外あそびは無し。検温後は自席で過ごします。
- ◆ パワーアップタイム：学年に分けて隔日で遊びます。
 - ※ボールあそびは密が想定されるので、不可
 - ※おにごっこなど接触を伴うあそびは、不可
 - ※遊具の使用は不可
 - ※必ず担任がそばで看護する。また、輪番で全体を見渡す役割の教員を設けます。
 - ※教室に入る前に必ず手洗いを励行します。
- ◆ 10分休み・昼休み：従来どおり
 - ※ボールあそびは密が想定されるので、不可
 - ※おにごっこなど接触を伴うあそびは、不可
 - ※遊具の使用は不可
 - ※輪番で全体を見渡す役割の教員を設けます。
 - ※教室に入る前に必ず手洗いを励行します。

●廊下／座卓コーナーでの過ごし方

窓などを開放し、換気を徹底。また、大人数で固まったの交流は望ましい状況ではないので、分散するように指導する。適宜、その場にいる教員で声をかける。

●図書室の利用

休み時間での利用は無し。

●体育館の利用

学級ごとに割り当てて利用する。(6月15日より)

●DENの利用

当面 DEN への出入りは禁ずる。

★ポイント

休み時間を利用して、リフレッシュすることも大切です。それぞれの活動での諸注意を必ず守り、利用してください。休み時間後は、**必ず手洗い**をしてください。(不特定多数が触れる用具等を利用するため)

[目次へ戻る↑](#)

⑨給食指導【安全な食事をするために】

★ポイント

学校生活の中で一番気をつけなければいけない時間です。食べるということは、口を開けるということ。**ウイルスを口に入れない**ためにも、感染対策をしっかりと守ります。

※給食は **6月15日(月)** から始まります。(全学年)

※給食は、これまでの食缶配膳方式から、**感染リスクの低減を図る方法**を現在検討中です。

※後日詳細お知らせします。

※6年生は8日(月)から軽食(おにぎり)が始まります。

●準備

- 全員がエプロン,帽子を着用し、手洗い,うがい,**アルコール消毒**をします。マスクをつけ自席で静かに待ちます。
※**担任・副担任もエプロン,マスク,三角巾**をつけます。
※**マスクは「いただきます」までは外しません。**
- 配膳台を担任が給食室で用意した布巾で拭き、**アルコールにて清拭**します。
- 常時2方向の窓やドアを開け換気します。

●喫食中

- 食前食後のあいさつ時、日直（担任）以外は声に出さずに**心で唱えます**。
- **「いただきます」の後にマスクを外します**。※食べる直前までマスクをつけた状態です。
- 児童机は**前向き**のまま。全員が同方向を向いて喫食します。
- エプロン・帽子を**着用のまま**喫食します。
- おしゃべりをしないで、静かに喫食します。
- 給食室から届けられたお茶は飲むことができます。ただし、コップは**自分の水筒のもの**を使用してもらいます。**お茶を注ぐのは担任（副担任）**が行ないます。
- 途中、**お代わりや量の調節（増やし,減らし）はできません**。食べきれないものは残すようにします。

●片付け

- 食べ終わっても、**「ごちそうさま」の5分前（12:55）までは片付けません**。
- 片づけが終わった児童から、**手洗いを十分にした後、マスクを着用**します。
※**マスクの着脱はいつも清潔な手**で行ないます。
- 歯みがきは通常通り励行・指導します。歯ブラシは、保管庫には保管せず、**持ち帰る**ようにします。
- 13:00に「ごちそうさま」を行ないます。日直（担任）以外は声に出さずに**心で唱えます**。
- **特別な事情がない限り、「ごちそうさま」の後も喫食しません**。教室内で昼休みを過ごす児童と、マスクを外して喫食している児童の混在を防ぐためです。

★ポイント

食品を扱うため、給食指導は特に注意が必要です。手洗いはもちろん、飛沫防止を意識した行動を心がけます。多数の人が食器に触れないように配膳することを意識します。混雑を緩和するため、食べ終わり食器を片づけた人から順に、**手洗い**をします。マスクは**手を洗った後で着用**することで、ウイルスの付着を防ぎます。

⑩清掃活動

※児童の清掃活動は6月15日から行います。

- ・常時2方向の窓やドアを開け換気します。
- ・清掃中はマスクを着用します。
- ・トイレ掃除は、掃き掃除のみ行います。放課後に教員が便器等を消毒します。
- ・ほうきやモップなどの共用物は、放課後消毒します。

⑪アフタースクール

開講までの予定

| 月・日 | 預り | 講座 | 塾講座 |
|-----------|---------------|--------------------------|-------------|
| 6・1～6・13 | なし | なし | Zoomで授業 |
| 6・15～6・30 | 17:00まで 図書室にて | なし | 開講(19:00まで) |
| 7・1～7・7 | 宿題自主学習タイム | 開講(19:00まで) 1年生見学体験期間 | 開講(19:00まで) |
| 7・8～ | 通常の形で行なう | | |

- ・アフター説明会(1年生対象)は動画にて行います。
- ・6月末までは図書室にてお預かりを17:00まで行ないます。その際、向かい合わせに着座しないようにします。
- ・児童下校後、アフター担当にて机や共用物の消毒を行ないます。

※アフタースクールについては、6月1日,2日にお手紙でもお伝えします。

⑫消毒

放課後、教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる場所を消毒液にて清拭します。

学校の施設における消毒については、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用します。

(ただし、次亜塩素酸ナトリウムは腐食しやすい物品には使用しません。)

◎共用物の消毒について

可能な限り用具や物品の**共用は避け**ます。ただし、消毒ができるものについては消毒を行い、**使用後には手洗い**をするように指導します。



[目次へ戻る↑](#)

⑬出欠規定

- **発熱等の風邪症状**がある場合には登校を控えてください。（「欠席」にはあたりません）
※**同居家族に風邪症状**が見られる場合も、同様に登校を控えてください。
（「欠席」にはあたりません）
※登校しない期間は「**症状がなくなるまで**」とします。ただし、個別に事情がある場合はご相談ください。
※児童のみならず教職員も同様の措置をとります。（教職員も毎日、検温記録します）
- **児童自身の感染**が確認された場合（治癒するまで「欠席」にはあたりません）
- **児童が濃厚接触者**として指定された場合
（保健所の指示、目安 14 日間「欠席」にはあたりません）
- **同居家族に感染が確認**された場合
（家族が治癒してから 14 日間または同居しなくなった日から 14 日間
「欠席」にはあたりません）

- 家族が**濃厚接触者**に指定された場合
濃厚接触者である家族に症状が出ている場合は「**出席を見合わせてもらう場合**」があるの**で、必ず学校まで相談するようにしてください。**
- 海外から帰国した場合（14日間の自宅待機中、「欠席」にはあたりません）
※海外＝検疫対象強化地域・入管法に基づく入国制限対象地域

【重症化リスクの高い児童への対応について】

- 医療的ケアが必要な児童や基礎疾患がある児童が、**医師から登校すべきではないと判断された**場合は医師が認めるまで「欠席」にはあたりません。
- **その他、お子様を登校させることでご不安やご相談がある場合は、学校までご連絡ください。**

[目次へ戻る↑](#)

⑭ 保健室の利用について

保健室は、外傷や心身の不調など様々な要因で児童が来室する場所です。

【発熱等風邪症状がある児童の対応について】

他の児童と接することのないように、**一人一部屋**で看護します。

【利用にあたる注意点】

- 密集をさけるため、保健室に入室できるのは**原則 1 人**とします。多数いる場合は、廊下で距離を取りながら、待ってもらいます。

- ・利用ごとに消毒を行います。(いすなど)
- ・ベットの使用：基礎疾患等で個別対応が必要な場合や緊急時には使用します。
※発熱や風邪症状では保健室以外の個室での対応になるため、必要なもの(氷枕やタオルケット等)を貸し出します。
- ・保冷剤を使用する際は、キッチンペーパー又はタオルに包んで使用します。
- ・**保冷剤は使用後廃棄**します。教室で廃棄する場合は、**袋に入れ密封後廃棄**します。
- ・熱中症対策のため、ご家庭から保冷剤を持ってこることも有用です。その場合は、他の人への貸し借りは行わず、お子様のみお使いください。
- ・保健室の物品を使用後は、**そのままとの場所に戻すことはしません**。返却時は必ず養護教諭に確認するようにします。

【健康診断について】

健康診断の実施は、法令に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります。(特例として、令和2年度は6月30日までに行う必要はありません)実施体制を整え、順次実施していきたく考えております。よろしくお願いいたします。

⑮児童の心身のケア

児童は、これまで経験したことのない長期間「学校のない」生活を送ってきましたそのストレスは予測できないものであります。また、依然不明な点が多いウイルスに常におびえながらの生活を強いることにもなります。

私たちには、児童に寄り添い児童がもつ不安感を見取り、共感したり諭したりしながら不安感を取り除くケアが不可欠であります。

- ・**スクールカウンセラー**が常駐しています。ご相談ごとありましたら、担任・養護教諭・直接スクールカウンセラーへお申し込みいただけます。(後日お手紙を配付します)
- ・保健衛生指導に重ね、**人権教育の観点**からも未知のウイルスとともに生きる「新しい生活様式」の教育を行います。
- ・みだりに**噂や他人の情報をひろめること、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの行為を許さない**姿勢を示し続けます。
- ・「早寝,早起き,朝ごはん」といった**生活リズム**を早く取り戻せるよう支援します。

- マスクを着用し、非接触で、大きな声で発話ができない中だが、「**気持ちのよいあいさつ**」を見出し積極的に使うよう、支援します。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う**個人情報**には、特に厳重に扱います。
- 和宗総本山「四天王寺」が設置母体である本校は、感染症の対策においても「**和**」の精神を忘れません。このような時だからこそ「人を思いやること」「人を信じること」「人と支えあうこと」など本校がこれまで大切にしてきたことを児童に変わらず伝えていきます。

[目次へ戻る↑](#)